主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人B弁護人豊川忠進、同廣重慶三郎の上告趣意について。

所論は、憲法違反に名を藉りて、その実は事実誤認及び量刑不当の主張をしているに過ぎない。それ故論旨は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を精査しても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎